

第6節

電気通信事業者間の紛争処理

1 概況

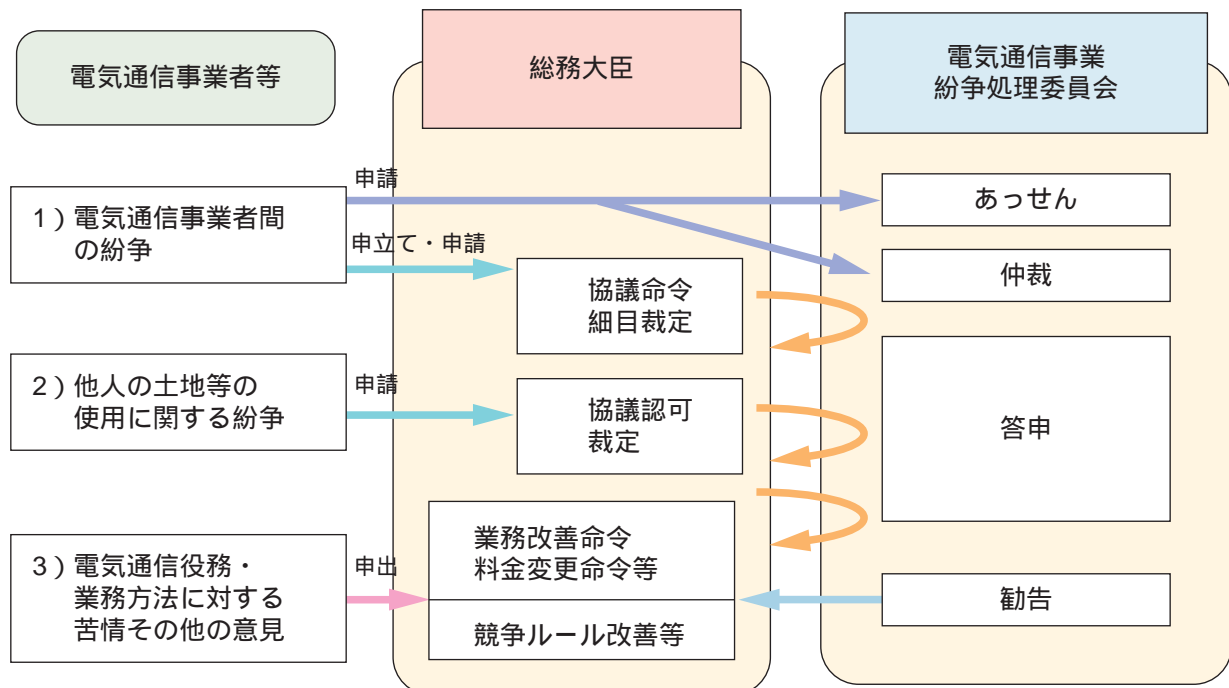
(1) ルール型行政への移行

平成13年11月に創設された電気通信事業紛争処理委員会¹では、電気通信事業者間に紛争が生じた場合において、その円滑な解決を図るため、あっせん・仲裁等の手続を行うとともに、接続の協議命令等の総務大臣による行政処分を行う際の諮問機関として審議を行っている。

電気通信事業分野においては、サービスの高度化・多様化、IP化の進展に伴い、事業者間の複雑な紛争事

案が生じている。そのため、電気通信事業紛争処理委員会は、既往のルールがなくても、電気通信サービスの公益性と利用者保護の観点から、個別の紛争事案において柔軟で妥当と考えられる解決案を提示している。また、紛争処理や諮問事項の審議等を通じてルール未整備が判明した場合には、総務大臣に対して、新たなルール整備等について必要な勧告を行っている（図表2-6-1）。

図表2-6-1 電気通信事業紛争処理委員会の概要図



¹ 関連サイト：電気通信事業紛争処理委員会（<http://www.soumu.go.jp/hunso/>）

2 紛争処理状況

(1) 処理件数

電気通信事業紛争処理委員会は、平成18年度末まで 臣へ2件の勧告を行っている（図表2-6-2）。
に56件の事案を受け付け、処理するとともに、総務大

図表2-6-2 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理状況（平成13年11月30日～19年3月31日）

ア 紛争処理等件数

処理		(年度)						計
		平成13	14	15	16	17	18	
あっせん 申請	接続の諾否	1			2			3
	接続に係る費用負担	1	15		2	2	14	34
	接続に必要な工作物の利用	4		1				5
	接続に係る工事 設備の運用	1						1
	電気通信役務の提供に関する契約の取次ぎ		2			1		2
	接続協定の細目						2	1
	小計		7	17	1	4	3	16
仲裁申請	接続に係る工事		1					1
	接続に係る費用負担				2			2
	小計		1		2			3
諮問に対する 答申	業務改善命令		1	1				2
	料金設定権に関する裁定		1					1
	土地等の使用に関する許可		1					1
	接続に関する協議再開命令			1				1
	小計		3	2				5
合計		7	21	3	6	3	16	56

他方事業者からの申請が行われず、仲裁不実行

イ 総務大臣への勧告

勧告（2件）	概要
コロケーションルールの改善に向けた勧告 （平成14年2月26日）	コロケーションについて、第一種指定電気通信設備設置事業者において、接続事業者からの利用請求の先後だけでなく、コロケーション利用の緊急性も優先度として考慮されるようにすべきことを勧告
接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 （平成14年11月5日）	接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを検討し、整備すべきことを勧告

(2) 相談窓口の開設

電気通信事業紛争処理委員会では、正式な紛争処理
手続に入る前段階から紛争処理に関する情報提供体制
を充実するとともに、電気通信事業者からの各種相談

に対して適切な助言を行うため、「電気通信事業者」
相談窓口」を開設し、適切な紛争解決方策についての
助言等を行っている。

(3) 平成18年度中の事件の処理状況

ア あっせん・仲裁

(ア) あっせん

電気通信事業紛争処理委員会では、平成18年度中に
16件のあっせん事件を受け付けた。あっせん事件のう
ち14件については、あっせん手続に入ったが、その後、
申請者が申請を取り下げた。

他2件については、一方の当事者からあっせんに
応じる考えはない旨の報告があったことから、平

成19年4月5日、あっせんをしないものとした。

(イ) 仲裁

仲裁事件については、平成18年度中はなかった。

イ 総務大臣への答申

平成18年度には、総務大臣から電気通信事業紛争処
理委員会に対する諮問案件はなかった。